

J R山陰本線（青谷駅－豊岡駅）を利用した旅行支援事業実施要領

1 主旨・目的

この要領は、J R山陰本線（青谷駅－豊岡駅）（以下「山陰本線」という。）の利用促進を図るため、山陰本線を利用した旅行を実施する者に対して、鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会（以下「委員会」という。）が経費の一部を支援する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 支援対象旅行

支援の対象となる旅行は、次の学校活動及び団体旅行とする。

1) 学校活動

保育所、学校、専修学校及び各種学校並びにこれらに準ずると認められるものが行う遠足、社会科見学等の校外学習であって、次の条件を満たすもの。

ア 乗車区間に青谷駅から豊岡駅までの区間が含まれており、乗降駅の少なくとも1つが鳥取県内の駅であること。

イ 旅行期間が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであること。

2) 団体旅行

1) の学校活動を除く旅行であって、次の条件を満たすもの。ただし、定期券、フルムーン夫婦グリーンパス及び青春18きっぷを利用した旅行は除く。

ア 2名以上の旅行であること。ただし、旅行人数には、列車運賃が無料となる幼児（1歳から6歳未満）及び乳児（1歳未満）は含まないこと。

イ 乗車区間に青谷駅から豊岡駅までの区間が含まれており、乗降駅の少なくとも1つが鳥取県内の駅であること。

ウ 旅行期間が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであること。

3) 旅行会社が造成する旅行商品

旅行業の登録を受けている旅行会社が造成し、一般に販売する旅行商品であって、次の条件を満たすもの。

ア 旅行中、観光列車「あめつち」または臨時快速列車「山陰海岸ジオライナー」に乘車する行程となっており、乗降駅の少なくとも1つが鳥取県内の駅であること。

イ 旅行期間が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであること。

(2) 支援対象者

支援の対象となる者は、(1)の対象旅行を実際に行った者（以下「旅行者」という。）、又は当該旅行の主催者（以下「旅行主催者」という。）、又は当該旅行の列車運賃等を支援した者（以下「旅行支援者」という。）とする。

なお、当該旅行の列車運賃等の支援とは、列車運賃、立寄り観光施設の入館料等、駅から立寄り観光施設までの移動費（バス代等）の1/2以下の支援とする。

(3) 支援金

1) 支援対象経費

支援の対象となる経費は、次のとおりとする。

ア 列車運賃

(ア) 青谷駅から豊岡駅までの区間のうち支援対象旅行において乗車した区間の列車運賃、特急料金及びグリーン料金。なお、特急料金及びグリーン料金の助成を受ける場合は、鳥取駅または岩美駅のどちらかを発着駅に含むものに限る。また、複数の観光地等を訪れるために、複数の駅で乗降する旅行においては、乗降駅の最西端駅

と最東端駅間の列車運賃とする。

(イ) 1回の旅行中、複数の観光地等を訪れるために、複数の駅で乗降する旅行においては、乗降駅の最西端駅と最東端駅間の列車運賃。

(ウ) 団体割引乗車券を利用して旅行する場合は、その列車運賃。

(エ) 青谷駅から豊岡駅までの区間以外の区間から、若しくは当該区間へ乗り継いで旅行する場合、又は旅行会社等が販売している旅行商品等を利用して旅行する場合は、青谷駅から豊岡駅間の乗車区間の列車運賃。

イ 立寄り観光施設の入館料等

降車駅（JR 山陰本線（青谷－豊岡間）の駅）から徒歩又はバス等の公共交通を利用して行くことができる、委員会会長が適当と認める立寄り観光施設の入館料等。立寄り観光施設については、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすものについて支援することとする。ただし、体験型アトラクション等の料金、温泉施設への入館料及び入湯料は支援対象としない。

（ア）観光施設の所在地が、鳥取県鳥取市、鳥取県岩美郡岩美町、兵庫県豊岡市、兵庫県美方郡香美町、兵庫県美方郡新温泉町にあること。

（イ）観光施設の最寄り駅が、JR 山陰本線の駅（青谷－豊岡間）であること。

（ウ）降車駅（JR 山陰本線（青谷－豊岡間）の駅）から観光施設までの片道の移動距離が10km以内であること。

ウ 駅から立寄り観光施設までの移動費

支援対象となる立寄り観光施設に入館した場合、降車駅から立寄り観光施設間を経済的な経路で移動した場合の路線バス代。ただし、バス以外の交通機関により移動した場合であっても、路線バスにより移動したものとみなした額を支援対象とする。

2) 支援金額

支援金の額は、次のとおりとする。

ア 旅行者、又は旅行主催者が請求する場合は、1) に示す支援対象経費に1/2を乗じて得た額とする。ただし、委員会以外のものから列車運賃に支援等を受ける場合は、当該支援額を控除するものとする。なお、旅行会社が造成し、一般に販売する旅行商品のうち、鳥取県内に宿泊する行程のものにあつては、宿泊者1名1泊あたり1,000円を追加で支援する。

イ 旅行支援者が請求する場合は、1) に示す支援対象経費に1/2を乗じて得た額又は旅行支援者が支援した額のうち、いずれか少ない金額とする。

(4) 支援回数

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間における同一の者への支援回数について、学校活動では6回、団体旅行では4回を限度とする。

3 支援金の請求・交付手続

(1) 支援を受けようとする者は、支援対象旅行を実施した後、請求書（様式1）に必要事項を記載の上、当該旅行に係わる列車切符のコピー・領収書等、支出内容（金額、発着駅の駅名、立寄り観光施設、参加人数等）の分かるものを添えて委員会（事務局：鳥取県輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局交通政策課）に原則として30日以内に提出する。ただし、1つの支援対象旅行につき、1回限りの請求とする。

(2) 委員会は、請求書の内容が適正であると判断した場合、請求書の受理日から60日以内に、請求額の支払を行うものとする。

(3) 委員会は、請求書の先着順に優先して予算の範囲内で支援するものとする。年度途中で支援を終了する場合は、事前に委員会が運営するホームページ等で告知するものとする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間の旅行については、なお従前の例による。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 9 月 17 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日から施行する。ただし、令和 5 年 4 月 1 日から 1 2 月 2 5 日までの期間の旅行については、なお従前の例による。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。